

内閣参質二〇二第一一號

令和二年十月二日

内閣總理大臣 菅 義偉

參議院議長 山東 昭子 殿

參議院議員福島みづほ君提出平井卓也大臣の女性差別発言に関する質問に対し、
紙答弁書を送付する。

別

内 閣

参議院議員福島みづほ君提出平井卓也大臣の女性差別発言に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、平井卓也衆議院議員のデジタル改革担当大臣就任以前の政治家個人としての活動に関するものであり、政府としてお答えする立場にないが、政府としては、平井デジタル改革担当大臣は、菅内閣の一員として、その職責を全うしていくものと考えている。

三について

お尋ねについては、個別の事情によつて様々であることから、一概にお答えすることは困難である。なお、政府としては、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと等を旨とした男女共同参画社会の形成を推進しているところである。